# かすみがうら市議会総務委員会会議録

	令和4年11月11日	午後1時30分	開	会					
出席委員									
				委員	長	来	栖	丈	治
				副委	員長	鈴	木	良	道
				委	員	田	谷	文	子
				委	員	吉	村	慎	治
欠 席 委 員									
				委	員	金	子		遥
出 席 説 明 者									
			市長	公室	₹ 長	横	田		茂
			秘書	広報記	果長	越	渡	貴	之
			税	務 課	長	小	泉	_	司
			納	说 課	長	豊	﨑	伴	之
出 席 書 記 名									

議会事務局主任 玉 造 泰 之

#### 議 事 日 程

#### 令和4年11月11日(金曜日)午後1時30分 開 会

- 1. 開 会
- 2. 事 件
  - (1) 住民税申告方法の段階的見直しについて
  - (2) 督促手数料の廃止について
  - (3) かすみがうら市政治倫理条例(案)について
  - (4) その他
- 3. 閉 会

#### 開議 午後 1時30分

# ○来栖丈治委員長

委員の皆様には、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、玉造主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、住民税申告方法の段階的見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

#### ○税務課長(小泉一司君)

タブレット端末の住民税申告方法の段階的見直しについてを参照していただきながら説明いたします。 1、目的として、住民税の賦課決定に必要な課税資料として申告会場を設け、申告受付事務をしています。既に国税庁では、e-Taxの申告書作成支援による申告が可能となっており、本市においても、 来庁せずに自宅で申告手続が可能となることで、利便性の向上や対面申告対応の減少による業務の効率 化、感染対策を図っていく必要があります。

そこで、ネット環境を活用して事務を再構築し、住民税申告の方法を段階的に見直しすることとします。

あわせて、申告相談会場の見直しを考慮していきます。申告会場は変わりませんが、申告者数を鑑みて、それぞれの会場の申告日数を決めていきます。また、税務課職員の新型コロナウイルス感染拡大により会場を封鎖した場合の影響を少なくすること、近年、申告補助職員の減少により確保が困難なためです。

2番、住民税申告方法の見直し概要として、分かりやすく利用できる操作性とし、利用者登録や申告受付予約、申告シミュレーション、申告書作成の機能が集約された住民税申告支援システムを構築して提供できるようにします。

裏面の4番、住民税申告支援システムのイメージを参照願います。

赤枠で囲んだ部分は、令和4年分の申告から利用者登録と申告受付予約の機能を先行して提供し、令

和5年分の申告からは全ての機能を提供します。また、いばらき電子申請届出サービスを利用して、電子申請による住民税申告書申請ができるようにしていきます。令和4年度構築する利用者登録と申告受付予約は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫補助対象事業として活用します。

3番、実施効果として、自宅で申告が可能となり、利便性が向上し、また、対面申告対応の減少により感染対策が図られ、不安や懸念を緩和できるなど効果が得られます。

# ○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

# ○鈴木良道副委員長

これで大体分かっていますが、年配の方はなかなか機械ができない方もきっといると思うんですよね。 だから、申告会場は今までどおり結局設けるということですか。

#### ○稅務課長(小泉一司君)

申告会場は今までどおり、中央出張所、あじさい館、千代田庁舎ということにしています。今までは あじさい館と千代田庁舎同時並行でやっていたんですが、中央出張所、千代田庁舎、あじさい館と、申 告日数を決めて、去年の令和3年度の申告者数、それに予約枠数を勘案しながら、申告漏れがないよう に進めていきたいと思います。

# ○鈴木良道副委員長

はい、分かりました。ありがとうございます。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時35分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時39分] ほかにご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

# ○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

次に、督促手数料の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

#### ○納税課長(豊﨑伴之君)

それでは、督促手数料の廃止について、資料に沿って説明をいたします。

この督促手数料でございますけれども、市税等が納期限を過ぎても納付されない場合に、その納付を 催促するために督促状を送付することになっておりまして、その手数料として、税金とは別に1通につ き100円を負担いただいているものです。この手数料については、事務の効率化といった観点から、全国 的に廃止の傾向があることに加えまして、資料の1のほうにございますように、納期限を過ぎた納付書 を使って金融機関窓口で収納する場合、市に対して督促手数料の有無を確認する事務が行われておりま すが、銀行側でこの確認事務を終了することになったため、今後の対応を庁内で検討してまいりました。

資料の2として、金融機関の窓口で確認事務が廃止されることでの問題点を2つほど挙げてございます。

1点目としまして、督促手数料100円を徴収するためには152円の経費がかかるということです。督促 状そのものを廃止するわけではございませんので、その手数料を納めてもらうために、督促状とは別に 手数料を納めていただく納付書を発行する必要がありまして、その経費が152円かかるということです。

2点目は、督促手数料を納めていただくための事務処理時間についてです。これまで金融機関窓口で確認事務をしていた、それに必要な市側の事務処理時間ですけれども、年間で約1,400件程度の対応をしておりまして、これに必要な時間として約360時間を要していると見込まれます。この確認事務が減ることで、この時間が余剰、浮くということになってまいりますけれども、一方で手数料だけ100円納付するために納得されない方の説明には、より長い時間が必要と思われます。こうしたことを比較いたしまして、その手数料100円を廃止する方向といたしました。

次に、その手数料廃止による効果を資料の3にまとめてございます。金融機関との確認事務に360時間ほど要していると申し上げましたけれども、この時間を預金差押えといった滞納処分に充てることで、約72件処理できるシミュレーションとなります。これで約1200万円程度の徴収額の増加につなげられると見込んでおります。

こうしたことから、資料の4にございますように、令和5年度からの納期限の分から督促手数料を廃止する方向で準備を進めております。関連する条例改正につきましては、令和5年第1回定例会に提案させていただく予定でございます。

なお、資料に参考1として、督促手数料の納付状況を書かせていただきました。年間約300万円ほどありますが、これが減収となります。ただ、これを差し引きましても、先ほどのような廃止のメリットが 見込まれると考えております。

また、参考の2として、近隣市での対応の状況を整理しておりますので、参考としていただければと 思います。

# ○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

### ○鈴木良道副委員長

これ、いいことだよね。というのは、手数料100円なのに152円かかるんでしょう。これ本当にいいことですよ。土浦市、石岡市、つくば市、どこもやってないものね。これは大賛成です。100円に152円かかる。そんな無駄なことはよくない。

#### ○納税課長(豊﨑伴之君)

参考までですけれども、督促状の発送件数というのは、令和3年度の実績で、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料で約2万2000通発送しているような状況がございます。先ほど360時間と申し上げましたけれども、滞納処分、預金の差押えであったりとか、執行停止、そういった事務につなげて、徴収率を上げていきたいと思っております。

# ○鈴木良道副委員長

これはいいことだ。

#### ○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

次に、(3)かすみがうら市政治倫理条例(案)についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

# ○市長公室長(横田 茂君)

この件につきましては、前回審議をさせていただきましたけれども、引き続きということでお願いを いたします。

秘書広報課の越渡課長から説明しますので、よろしくお願いします。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

それでは、前回、政治倫理条例の県内域における市町村の状況はというお問合せがございましたので、 資料として提出をさせていただきました。

県南地域13市町村を表にしてございます。首長、特別職、議員ということで、議会議員の皆様方につきましてはすべての市町村で条例が制定されているという状況になります。そのうち注目されるべき親等規制の部分でございますが、こちらにつきましては、1親等の規制が7市町村、2親等が6市町というような内容となってございます。

なお、茨城県の状況というお問合せもございましたので、そちらも調べましたところ、茨城県議会基本条例といたしまして、第7章の政治倫理という部分に、第30条で政治倫理、第31条で資産公開等の内容が掲載されてございます。

なお、前回、条例について説明をさせていただきましたが、一部修正をさせていただきました。精査 した結果、第2条、第4条第3項、こちらについて義務規定から努力規定に変更をしてございます。具 体的には第2条、市長等及び議員はで始まりまして、高潔性を明らかにするように努めなければならな いという形で変更をさせていただきました。

続きまして、第4条第3項です。前2項に該当する場合においてというところで進みまして、最後のくだりで、当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならないというような形に変更をさせていただきました。義務規定から努力規定の変更となります。

# ○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

#### ○吉村慎治委員

ただいま説明いただきました義務から努力になった、その根拠というか、その理由というものはどういうところにあるんですか。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

大変失礼しました。変更理由ですが、広島県府中市が政治倫理条例で違憲を問われまして、最高裁判 決までいった事例がございます。これを踏まえ、弁護士に相談しました。その際の助言として、広島県 府中市の場合には努力規定になっているので、最高裁では違憲が問われていないということでした。そ ういった助言もありましたものですから、本市もこれに倣いまして、努力規定にさせていただきました。

#### ○吉村慎治委員

それはその事例であって、なぜというところがその説明の中で欠けていると思うんですけれども。

#### ○市長公室長(横田 茂君)

弁護士からのアドバイスの中に、最高裁判決の判旨の主要な部分に、要するに努力規定であることが

ゆえに過剰な制限を加えるものではないと、この努力規定であることが違憲ではないことの根拠の1例に挙がっていました。この1例に挙がっているというのは、この条例の違憲性が仮に問われたときには、それを担保する1つの重要なタグになるんじゃないかということで、作成の段階から入られるのであれば、そちらのほうにある程度しておいたほうが安全ではないかというような感じでございました。アドバイスいただきましたので、少し検討させていただきました。

# ○吉村慎治委員

承知しました。

# ○鈴木良道副委員長

これ、かすみがうら市のために頑張ろうという若者がやってほしいんだよね。そうすると、いくらー生懸命やっても、これに該当してしまうと、芽を摘んでしまうものでありますよね。確かに、議員に出たい方もいると思うんですよね。だけど、これに該当してしまうと、自分が一生懸命やってもなかなか出られないでしょう。その辺はどうなんですか。

# ○市長公室長(横田 茂君)

ただいま鈴木委員からご指摘いただいた点でありますけれども、先ほどの最高裁判決の中にも議員活動の自由を制限するのではないかというような、いわゆる疑念といいますか、支障がありまして、その議員活動の中には、今議員がおっしゃったとおり立候補の自由も制限されるのではないかというような主張があったんです。これは最高裁の判決になりますと、判決の結果ですけれども、結果的にはそういう懸念はあるにせよ、立候補自体をいたずらに制限するようなことではないというような、そういう最高裁の考え方もあるんです。現実にこの条例が制定されたからといって、立候補を制限することは一切ございません。ただ、議員指摘のとおり、萎縮効果といいますか、そういうものがあることは事実なところでございまして、そのあたりは微妙なラインで制限の方法をある程度いろいろご協議いただくということでも対応できるのではないかというのが一つの意見でございます。

# ○鈴木良道副委員長

市長公室長が言っていることは分かるんですが、これは全く分かるんですが、中には一生懸命かすみがうら市のためによくしようとする若者がいるかもしれないんだよね。そうすると、これが制限されてしまうと、自分が幾らやりたくても絶対できないよね、結局ね。だから、業者といいますか、そういう方は制限されてしまうんだよね、はっきり言って。

# ○市長公室長(横田 茂君)

ただいまの議員のほうからご指摘された点につきましては、可能性としては極めて高いというふうに 考えます。

#### ○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

#### [発言する者なし]

# ○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで市長公室長から発言の申出がありますので、これを許します。

#### ○市長公室長(横田 茂君)

前回、皆様に審議をお願いしました特別職としての審議監の条例の件でございますが、見送ることといたしました。白紙でございます。ご迷惑をおかけしました。そういうことでございますので、ご報告までということでお時間いただきました。

# ○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

### ○鈴木良道副委員長

これ、見送るって、どういう経過で見送ることになっているんですか。

#### ○市長公室長(横田 茂君)

ご指摘のとおり、近隣の市町村、茨城県内の市町村の状況であるとか、あるいは都道府県及び政令都市以外では極めて少ないという事例だということを改めてご指摘いただきましたので、まだ時期尚早といいますか、それをご提案できる状況にはないと再検討いたしました。

#### ○鈴木良道副委員長

そういうことは最初から分かっているでしょうよ。茨城県で3市しかないということが。そして、ましてや人口4万も満たない市ではちょっと私も無理だと思ったんだけれども、それは市長公室長に言ってもしようがないですよ。上からだからね。

#### ○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時59分]

# ○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時04分] そのほかご質問等はございませんか。

# ○市長公室長(横田 茂君)

これも前回、議員からご指摘いただきました選挙管理委員の制度の話をここで資料を提出してありますので、一言ご説明させていただきたいと思います。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

それでは、選挙管理委員の罷免について、根拠法令でございますが、地方自治法第184条の2となります。こちらに罷免に当たっては選挙管理委員が心身故障のため職務の遂行に堪えないとき、また、選挙管理委員たるに適しない非行があるとき、こういった内容で書かれてございます。

2番目で、具体的な罷免の判断事由として、3つの項目ですね、心身の故障、職務上の義務違反、適 しない非行ということで、こちらの内容が書いてございます。

3番目で罷免手続、公聴会の開催ということになります。

4番目で、その他、罷免は一般職員の場合の分限免職、懲戒免職に相当するものであるということで、 選管委員は議会により選任される。罷免の事由が特定され、その事由に該当する場合のほかは、その意 に反して罷免されることがないため、慎重な判断が求められるということでございます。

# ○来栖丈治委員長

以上で説明が終わりました。

内容等についてご質問ございますか。

# ○吉村慎治委員

公聴会について聞きたいんですけれども、今、罷免についてというタイトルで説明がなされましたけれども、要するに罷免というものが目的ではなくて、例えば事情を聞くというだけの目的で公聴会を開くことはできるんですか。それとも公聴会というのはあくまでも罷免するかしないかという、それを話し合うというか、そのために開くものなんでしょうか。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

すみません、これはあくまで罷免についての内容で調べたものですから、いろいろな事情を聞くといった場合の公聴会が開催できるのか、また、そもそも開催ができるのかどうかということに関しても今回そこまで調べてはいないので、議会でお立場とか、あと選挙管理委員会のお立場とかとあるかと思いますので、私も所管部署の選管管理委員会の担当でもございませんし、ましてや議会事務局の人間でもございませんので、この場で軽々しくできる、できないというところの話を詳しくすることはできませんので、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどお願いします。

#### ○田谷文子委員

ちょっとお聞きしたい。以前にこの選挙管理委員の罷免というのはあったんですか。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

その辺ははっきりとは申し上げられませんけれども、私の知っている範囲ではございません。

### ○吉村慎治委員

できましたら、公聴会というものについて、どういうものなのか私もいろいろ調べてみたんですけれ ども、なかなか資料がなくて、できればお調べいただきたいなということをまず1つ。

あとは公聴会までいかなくても、前回、選挙事務を担当した職員の方々にいろいろ調査をして、その結果、市長公室長から報告いただきましたけれども、それに関して選挙管理委員がどの程度関わったか、その程度のことを聞きたい。議会として聞きたいというような場合に、公聴会という、その重いものじゃなくて、要するに一歩手前ぐらいのところで事情を聞くようなことができるのか、できないのか。あくまでも選挙管理委員から話を聞くのであれば、委員会の中で決めて、公聴会開いてくださいというふうにお願いしてやらなくてはいけないのか、その辺のところのルールというものがもしあるんでしたら、今日は多分お答えできないと思いますので、できれば調べていただきたいと思います。

# ○秘書広報課長(越渡貴之君)

それでは、公聴会のルールですね、罷免に限定されるものなのか、また、それ以外の部分でも開催できるのか、またこの間、検証した会議、そういった方々、選挙管理委員さんも含めて、また違う形でお話をお聞きする機会が設けられるのかということに関して、この場では答えられませんので、調べさせていただきます。

### ○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○来栖丈治委員長

本席を副委員長と交代させていただきます。

#### ○来栖丈治委員

この前のここでの議論の結果については、総務部にきちんと話してつないであるんですよね。ということは、何らかの形で総務部の検討がされて、例えば再発防止みたいなことなのか、今後よくするとか何とか、そういうような意味合いで相談がまとまれば、総務委員会に対して説明の機会とかということにはつながっていかないのかな。それは総務部長と話を詰めたほうがいい。

#### ○市長公室長(横田 茂君)

総務委員会で行われた議論のおおよその要旨につきましては、総務部に報告してあります。報告してありますが、この間、総務委員会にご報告したとおり、あれはあくまでも選管とは全く別の経験者による検証でございますから、その検証は伝えましたけれども、それがどういうふうに向こうで取られるかというのは、そこまでは踏み込んでいない。ただ報告はしてあるということでございます。この件も含

めてですね。ですから、今後総務部の意見をということであれば、総務委員会でその手続を取っていた だければ十分可能かなというふうに思います。

# ○来栖丈治委員

分かりました。

○鈴木良道副委員長

ここで、委員長を交代いたします。

○来栖丈治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時14分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時22分]

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時22分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時22分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしましたが、そのほか委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

# ○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○来栖丈治委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時23分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治